

# 公益財団法人世界緑茶協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人世界緑茶協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、世界の茶に関する情報の集積及び発信並びに茶文化の提案及び普及に関する事業を行い、茶のある豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界の茶に関する情報の集積及び発信
- (2) 茶文化の提案及び普及
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 賛助会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき並びにその全部若しくは一部を担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会、評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の7日前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

第15条 この法人に評議員11名以上16名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第18条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

### (権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、会長は、評議員から請求のあった日から30日以内に評議員会を招集する。

3 評議員会を招集する場合には、評議員会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに、構成員に通知しなければならない。

### (決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該評議員会に出席した構成員のうちから選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。
  - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員、職員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を会長代行、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び会長代行をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、会長代行、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の決議に基づきこの法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、会長代行及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、当該理事又は監事にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 32 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 15 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答える。
- 4 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長及び顧問の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、継続して委嘱することを妨げない。

(事務局)

第 33 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行が理事会を招集する。
- 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができ、会長は請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集す

る。

- 4 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに、構成員に通知しなければならない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、会長代行及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第39条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅

する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 雑則

（委任）

第45条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は川勝平太、会長代行は熊倉功夫とする。

## 公益財団法人世界緑茶協会役員名簿

令和7年6月30日

### 【理事】

役職	氏名	所属等	備考
会長	鈴木康友	静岡県知事	
会長代行	難波喬司	静岡市長	
副会長	後藤加寿子	料理研究家	
理事	青島宗智	静岡県茶道連盟理事長	
理事	大坪 檀	学校法人新静岡学園 学園長	
理事	石川和弘	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	
理事	木苗直秀	静岡県立大学特別顧問	
理事	熊倉功夫	ふじのくに茶の都ミュージアム館長	
理事	中村順行	静岡県立大学茶学総合研究センター長	
理事	森内真澄	農山漁村ときめき女性	
専務理事	塚本忠士	公益財団法人世界緑茶協会事務局長	

(任期：令和6年6月24日～令和8年6月定時評議員会まで)

### 【監事】

役職	氏名	所属等	備考
監事	浅井弘喜	静岡県農林水産統括部長	
監事	稲葉 光	静岡市経済局長	

(任期：令和6年6月24日～令和8年6月定時評議員会まで)

### 【評議員】

役職	氏名	所属等	備考
評議員	相川 香	ocha プランナー	
評議員	伊藤智尚	(公社) 静岡県茶業会議所専務理事	
評議員	小泊重洋	世界茶連合会名誉会長	
評議員	長瀬 隆	静岡県茶商工業協同組合理事長	
評議員	角川 修	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門	
評議員	高木敦子	(有) アムズ環境デザイン研究所代表	
評議員	原 征彦	茶研究・原事務所(株) 代表	
評議員	前田富佐男	NPO 法人日本茶インストラクター協会 アドバイザー専任講師	
評議員	神戸重敏	(公社) 静岡県観光協会専務理事	
評議員	横越英彦	茶学術研究会顧問	
評議員	吉野亜湖	日本茶道塾 茶道教授	

(任期：令和6年6月24日～令和10年6月定時評議員会まで)

**公益財団法人世界緑茶協会**  
**令和6年度事業報告**

茶を楽しみ、その文化、歴史に触れ、茶の魅力を実感できる「茶の都しずおか」づくりの一翼を担い、世界の茶文化やお茶を楽しむ新しいスタイルを提案するとともに、茶に関する情報を集積して日本茶、静岡茶を世界に向けて情報発信した。

国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に沿って、農林水産省、県、市町、関係団体と連携して海外での日本茶の普及と輸出の促進を図った。

また、茶業界の枠を超えた多様なメンバーから成る「ChaOI フォーラム」において、オープンイノベーションの手法を活用した新たな茶の需要創出と生産体制の転換を推進した。

**1 茶文化に関する講座及び体験事業（公益目的事業1）**

**（1）茶文化セミナー等の開催**

「茶の都しずおか」の創造を目指し、茶に関する歴史、文化、効能など様々な情報発信を行うとともに、茶を楽しむ機会の創出を図った。

名称	時期・場所	内容	人数
多様なお茶の世界	令和6年8月23日(金) 午前9時～午後3時 ふじのくに茶の都ミュージアム多目的ホール	日本・中国のお茶に詳しい講師をお招きし、それぞれのお茶の種類・特徴・楽しみ方などを学んだ。会場では「世界緑茶コンテスト2024」の出品茶の一部を展示し、試飲会を行った。	82人 (延べ参加人数)
手揉み製茶の魅力	令和7年2月8日(土) 午後0時30分～3時30分、ふじのくに茶の都ミュージアム多目的ホール	公益社団法人静岡県茶手揉保存会と連携し、国の登録無形文化財に登録された「手揉み製茶」を学ぶセミナーを開催した。会場内では保存会による手揉み製茶の実演が行われた。	40人

**（2）情報誌「緑茶通信」等の発行**

茶に関する幅広い情報を発信するため、専門情報誌「緑茶通信」を発行した。

発行時期	内容	発行部数
令和6年9月 55号	○特集：ティーリズムにみるお茶の“コト消費” ・観光資源としての静岡のお茶の魅力 ・ティーリズムの発展と背景 ・ガストロノミーティーリズムによる茶産業コミュニティの活性化 ・お茶の“コト消費” ～茶を楽しむこだわりの宿から～ ○特別寄稿 ・『明代二大茶書 張源『茶録』・許次紓『茶疏』 全訳注』を語る ○連載記事	1,000部

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界お茶事情：エジプトの茶事情</li> <li>・茶業研究最前線：高知県農業技術センター茶業試験場</li> <li>・茶関連施設紹介：お茶の文化創造博物館/お〜いお茶ミュージアム（東京都）</li> <li>・全国の茶産地から：美作市のお茶（岡山県）</li> <li>・ふじのくに茶の都ミュージアム便り</li> <li>・世界緑茶コンテスト入賞者紹介 ほか</li> </ul>	
令和7年3月 56号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特集：伝統的製茶技術の継承を考える</li> <li>・登録無形文化財「手揉み製茶」について</li> <li>・静岡県の手揉み製茶技術と静岡市場の全国制覇</li> <li>・永世茶聖の考える手揉み製茶の魅力とこれから</li> <li>・茶商からみる手揉み製茶の魅力</li> <li>・中国の伝統的製茶技術とその関連習俗</li> <li>○特別寄稿</li> <li>・「世界緑茶コンテスト」の軌跡をたどる〜アジアを中心とした茶商品の変遷と今後への期待〜</li> <li>○連載記事</li> <li>・世界お茶事情：ハンガリーのお茶事情</li> <li>・茶業研究最前線：大分県農林水産研究指導センター農業研究部 葉根菜類・茶業チーム</li> <li>・茶関連施設紹介：泰巖歴史美術館（東京都）</li> <li>・全国の茶産地から：牧之原市のお茶</li> <li>・ふじのくに茶の都ミュージアム便り</li> <li>・世界緑茶コンテスト入賞者紹介 ほか</li> </ul>	1,000部

### (3) 静岡茶体験コーナーの運営

茶文化の普及や茶の消費拡大を図るため、「しずおかO-CHAプラザ」の静岡茶体験コーナーを運営するとともに、お茶の楽しみ方を提案する講座等を実施した（一部静岡県委託事業）。

#### ア しずおかO-CHAプラザの運営

場所・規模	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 65㎡ 15席
開場時間	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分
内容	静岡茶体験講座等の企画及び運営、世界緑茶コンテスト入賞茶や県内茶産地紹介などの企画展示、茶関連書籍などの資料収集

#### イ 静岡茶体験講座の企画運営

- ・本講座開催実績

講座テーマ	開催時期		参加人数
季節を味わおう！ 魅力たっぷり静岡の新茶	5月20日～6月13日	(9回)	134
コツをつかんでより美味しく 冷茶を思い切り楽しもう	7月11日～8月1日	(9回)	131

味わい深い発酵茶の世界	9月30日～11月5日	(9回)	130
知れば知るほど面白い 品種茶の魅力	11月25日～12月17日	(9回)	119
いよいよ開催間近！ 世界お茶まつり 2025	1月27日～2月20日	(9回)	128
合計	5テーマ・45回		642

・プチ講座開催実績

講座テーマ	開催時期		参加人数
季節を味わおう！ 魅力たっぷり静岡の新茶	6月18日～6月26日	(8回)	21
コツをつかんでより美味しく 冷茶を思い切り楽しもう	8月2日～8月15日	(8回)	29
味わい深い発酵茶の世界	11月6日～11月15日	(8回)	24
知れば知るほど面白い 品種茶の魅力	12月20日～1月8日	(8回)	25
いよいよ開催間近！ 世界お茶まつり 2025	2月26日～3月5日	(8回)	24
合計	5テーマ・40回		123

・学校、企業等を対象とした講座開催実績

学校・企業等の名称	開催回数
<学校> 浜松市立北星中学校、常葉大学外国語学科、静岡市立東豊田中学校特別支援学級、清水特別支援学校中学部、静岡県専門職大学学生、静岡県立大学教員学生、飛鳥未来きずな高校、静岡大学学生、静岡北特別支援学校、静岡県立富士特別支援学校富士宮分校、国際ことば学院、長田南中学校特別支援学級 <企業・団体等> ジェトロ本部新入職員、関東農政局静岡県拠点職員、静岡県日中友好協議会、ANA 静岡支店支店長ら、関東農政局職員、富士スピードウェイホテル <海外> アメリカレストラン責任者、アメリカネブラスカから学生、フィジー防災管理大臣ら、タイ政府・企業関係者、モンゴルセレンゲ県副知事団 ほか	43回

## 2 世界の茶に関する情報の集積及び発信（公益目的事業2）

### (1) 日本茶輸出の促進

#### ア 国際的な見本市等への参加

国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に沿って、日本茶業中央会等と連携し国

際的な食品見本市への参加や茶文化・学術情報の発信等の活動を通じて、輸出環境の整備を図るとともに日本茶・静岡茶の輸出拡大を支援した（一部日本茶業中央会委託事業）。

名称	開催日	開催場所
Winter Fancy Food Show	2025年1月19日(日)、20日(月)、21日(火)	ラスベガスコンベンションセンター（米国・ラスベガス）
Foodex Japan 2025	令和7年3月11日(火)、12日(水)、13日(木)、14日(金)	東京ビックサイト

#### イ 日本茶輸出促進のための研修等

日本茶ビジネスを希望する海外の茶業者等に対し、県内茶業者と連携して茶生産現場等で静岡茶の魅力を学ぶ実務研修を実施した。

区分	受講者数：国	研修受入先
オンサイト研修	7人：シンガポール1、ドイツ1、スペイン2、インド1、ブラジル(日在)1、イラン(日在)1 計6か国	製茶業者2社 (菊川市、森町)

#### (2) 世界への情報集積・発信

##### ア 世界とのネットワーク形成

茶の輸出入については、国際的な枠組みで規格や基準の制定が進められている。これらへの関与を目的に、農林水産省が設置した国際規格への国内審議委員会に参画するとともに、各種国際機関や海外の茶関係団体等と連携して情報を収集した。

区分	内容
茶に関する国際機関等での情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO（国際標準化機構）TC34/SC8（食品部会/茶専門分科会）の議題に関する国内審議に参画すると共に、農水省が行う国内事務局業務の一部、国内審議の意見調整とISO事務局への投票業務を分担して実施した。</li> <li>・ITC（国際茶委員会）及びFAO-IGG（国連食糧農業機関「茶に関する政府間会議」）における茶の輸出入の規制や生産、貿易に関する情報の収集。</li> </ul>
各国の茶関連団体との交流、情報交換	<p>茶に関連する海外の団体（全米茶協会、カナダ茶・ハーブ協会等）や個人を対象に特別会員制度を設け、情報収集と発信を行った。</p> <p>&lt;海外特別会員の状況（令和7年3月）&gt;18か国・地域、30者・団体： 中国2、韓国2、台湾4、米国6、英国2、イタリア2、カナダ、ドイツ、ロシア、スイス、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、シンガポール、ネパール、マレーシア、UAE、バーレーン 各1</p>

##### イ ウェブサイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用した情報発信

公式ホームページ「O-CHANET」やFacebook等のSNSを活用して情報発信を図った。

媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式ホームページ「O-CHANET」（日英）</li> <li>・賛助会員向けメールマガジン：計15回発行</li> </ul>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Facebook（多言語発信）：情報提供 58件</li> <li>・Instagram（多言語発信）：情報提供 58件</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本茶に関する基礎知識、専門知識</li> <li>・茶の機能・効能に関する研究成果情報</li> <li>・国内外の茶に関するニュースや生産・消費等の状況</li> <li>・国際見本市や輸出関連展示会等に関する情報</li> <li>・協会やその他関連団体が開催する茶関連イベント、行事に関する情報</li> </ul>

#### ウ ホームページバナー広告

お茶の総合情報サイトである公式ホームページ「O-CHANET」の充実と閲覧者の利便向上、茶の消費拡大を目的に、お茶及び関連商品販売事業者の広告を掲載した。

#### (3) 世界緑茶コンテストの開催

市場性の高い魅力ある新商品を提案し、茶の新たな需要を創造して消費の拡大に繋げることを目的に、世界緑茶コンテスト2024を開催した。

募 集 期 間	令和6年4月～6月30日
審 査 会	令和6年8月21～22日 ふじのくに茶の都ミュージアム
出品点数	186点（うち海外149点）
審査結果	最高金賞20点、金賞36点、パッケージ大賞1点
入賞茶の展示 ・PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式ホームページ「O-CHANET」に掲載した。</li> <li>・しずおかO-CHAプラザで展示した。</li> <li>・FOODEX JAPAN 2025にて展示した。</li> </ul>

#### (4) O-CHAパイオニア顕彰

茶に係る優れた学術研究や、茶の振興に寄与した産業技術、茶のある豊かな生活文化の提案等の優れた成果を顕彰するO-CHAパイオニア賞の選考委員会を開催し、8件の受賞者を決定した。

募集期間	令和6年10月～12月15日
選考委員会	令和7年2月6日

#### <受賞者・団体>

部 門	受賞者・団体	受賞タイトル
学術研究大賞	根角 厚司(国立研究開発法人農研機構 本部スマート農業施設供用推進プロジェクト室/室長)	多様な日本茶品種の育成とその普及に資する研究
文化・芸術大賞	舘 隆志 (駒澤大学 仏教学部/准教授)	禅宗における喫茶文化の研究
O-CHA 特別大賞	磯部 輝之 (輝之窯/窯元)	長年にわたり急須作家として茶文化の普及と発展に貢献した名匠

0-CHA 特別大賞	戸倉 由紀枝 (ゆとみ・ソリューション/代表)	茶・自然・人の多様性を根底に情報サイトを構築し国内外に発信
CHALLENGE 賞	寺田 賢三 (Teaste it/代表)	異文化に日本茶を定着させる商品開発と販売の取り組み
CHALLENGE 賞	Piyaporn Chueamchaitrakun (メーファールン大学、茶・コーヒー研究所/所長)	タイにおけるお茶コミュニティの活性化への貢献
CHALLENGE 賞	江沢 貴弘 (食の専門校レコールバンタン/飲料部門統括責任者)	お茶カクテル新商品開発による飲用層拡大と国際的な技術普及
CHALLENGE 賞	勝間田開拓茶農業協同組合 (代表/道下和行)	香り緑茶が切り開く日本茶の新時代

#### (5) ChaOI フォーラム運営支援

静岡茶の新たな価値創造を目指し、茶業界に限定されない広範な技術及びアイデアを活用した新たな需要創出を目的として、相談・助言並びにマッチング等の支援業務を行いました（静岡県委託事業）。

項目	概要
ChaOI フォーラム事務局窓口の運営	茶及び関連産業分野における専門家等を配置 (コーディネーター3名及び事務職員2名の5名体制)
会員の状況	茶生産者、茶商、メーカー、食品事業者等 828 会員 (令和7年3月31日現在)
コーディネーターによる相談・助言、マッチング等の状況	・相談等件数 延べ7,913件 (令和6年4月～令和7年3月) ・分科会等開催 3回 参加者数 156人 ・ChaOI プロジェクト推進事業の採択件数 38件

#### <分科会等の開催実績>

期 日	内 容	参加者
令和6年 9月5日	「高付加価値茶生産支援」セミナー 講師：お茶振興課、茶研センター、会員(生産者等)、機械メーカー 会場：ふじのくに茶の都ミュージアム (web 併用)	64人
令和6年 10月29日	「機能性表示食品セミナー」 (公財) 静岡県産業振興財団と連携 (共催)、完全オンライン形式	63人
令和7年 3月7日	ChaOI フォーラム活動 実践セミナー 茶業経営に取り入れたい新たな視野、発想 講師：小泊重洋氏、富山達章氏、コーディネーターなど 会場：ふじのくに茶の都ミュージアム	29人

#### 令和6年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項及び定款第12条に規定する事業報告附属明細書の作成にかかる事項はありません。

# 正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産の運用収入	6,842,247	6,840,138	2,109
特定資産運用益			
特定資産受取利息	1,537	24	1,513
受取会費			
会費収益	7,700,000	8,080,000	-380,000
事業収益			
受講料等収益	315,261	251,620	63,641
情報誌発行等収益	484,800	485,500	-700
出展負担金等収益	302,000	831,756	-529,756
世界緑茶コンテスト出品料	2,559,833	2,234,345	325,488
世界緑茶コンテスト出品料	2,559,833	1,759,345	800,488
国際名茶品評会出品料		475,000	-475,000
受取補助金等			
補助金収益	5,429,000	5,429,000	
委託費収益	41,497,904	36,578,254	4,919,650
受取寄付金			
受取寄付金	2,000,000	2,000,000	
雑収益			
受取利息	10,366	257	10,109
雑収益	2		2
経常収益合計	67,142,950	62,730,894	4,412,056
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	4,242,000	4,242,000	
給料手当	29,896,417	28,504,660	1,391,757
臨時雇賃金	2,218,084	2,124,800	93,284
退職給付費用	385,000	385,000	
福利厚生費	6,443,326	6,484,062	-40,736
会議費	24,000		24,000
旅費交通費	3,531,442	2,372,348	1,159,094
通信運搬費	1,149,417	1,177,653	-28,236
消耗什器備品費		75,100	-75,100
消耗品費	1,938,080	2,209,709	-271,629
印刷製本費	150,992	267,919	-116,927
賃借料	5,508,420	3,659,920	1,848,500
保険料	81,392	66,990	14,402
諸謝金	1,159,350	1,598,590	-439,240
租税公課	2,081,400	1,854,600	226,800
支払負担金	1,148,432	934,597	213,835
委託費	1,526,800	1,557,600	-30,800
手数料	1,002,224	1,908,377	-906,153
管理費			
役員報酬	750,000	750,000	
給料手当	855,000	845,000	10,000
退職給付費用	15,000	15,000	
福利厚生費	1,295,490	1,268,429	27,061
会議費		2,300	-2,300
旅費交通費	108,590	160,510	-51,920
通信運搬費	6,510	4,402	2,108
消耗品費	6,414	10,774	-4,360

# 正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
印刷製本費	6,600	5,940	660
光熱水料費	126,448	126,151	297
賃借料	74,184	4,224	69,960
諸謝金	24,000		24,000
租税公課	2,650	1,800	850
支払負担金	150,000	150,000	
委託費	937,200	917,400	19,800
手数料	27,455	22,935	4,520
経常費用合計	66,872,317	63,708,790	3,163,527
評価損益等調整前当期経常増減額	270,633	-977,896	1,248,529
評価損益等計			
当期経常増減額	270,633	-977,896	1,248,529
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計			
(2) 経常外費用			
経常外費用合計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	270,633	-977,896	1,248,529
当期一般正味財産増減額	270,633	-977,896	1,248,529
一般正味財産期首残高	4,753,321	5,731,217	-977,896
一般正味財産期末残高	5,023,954	4,753,321	270,633
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額			
指定正味財産期首残高	393,000,000	393,000,000	
指定正味財産期末残高	393,000,000	393,000,000	
III 正味財産期末残高	398,023,954	397,753,321	270,633

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減計算書の内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1	公2	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	3,421,123	3,421,123	3,421,124	0	6,842,247
基本財産の運用収入			3,421,123	3,421,123	3,421,124		6,842,247
特定資産受取利息					1,537		1,537
特定資産受取利息					1,537		1,537
受取会費	0	0	6,305,000	6,305,000	1,395,000	0	7,700,000
会費収入			6,305,000	6,305,000	1,395,000		7,700,000
事業収益	500,061	3,161,833		3,661,894	0	0	3,661,894
受講料等収入	315,261			315,261			315,261
情報誌発行等収入	184,800	300,000		484,800			484,800
出展負担金等収入		302,000		302,000			302,000
世界緑茶コンテスト出品料		2,559,833		2,559,833			2,559,833
受取補助金等	2,423,436	44,503,468	0	46,926,904	0	0	46,926,904
委託費収入	2,423,436	39,074,468		41,497,904			41,497,904
補助金収入		5,429,000		5,429,000			5,429,000
助成金収入				0			0
受取負担金				0			0
受取寄付金	0	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000
茶取引安定協会特定寄附			2,000,000	2,000,000			2,000,000
雑収益	0	0	0	0	10,368	0	10,368
受取利息				0	10,366		10,366
雑収益	0			0	2		2
<b>経常収益計</b>	<b>2,923,497</b>	<b>47,665,301</b>	<b>11,726,123</b>	<b>62,314,921</b>	<b>4,828,029</b>	<b>0</b>	<b>67,142,950</b>

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減計算書の内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1	公2	共通	小計			
(2)経常費用							
事業費	10,270,454	52,216,322	0	62,486,776		0	62,486,776
役員報酬	1,187,760	3,054,240		4,242,000			4,242,000
給料手当	2,722,944	27,173,473		29,896,417			29,896,417
臨時雇賃金	2,171,159	46,925		2,218,084			2,218,084
退職給付費用	74,000	311,000		385,000			385,000
福利厚生費	1,063,514	5,379,812		6,443,326			6,443,326
旅費交通費	155,544	3,375,898		3,531,442			3,531,442
通信運搬費	506,787	642,630		1,149,417			1,149,417
減価償却費				0			0
消耗什器備品費				0			0
消耗品費	472,019	1,466,061		1,938,080			1,938,080
会議費		24,000		24,000			24,000
印刷製本費	73,947	77,045		150,992			150,992
光熱水料費				0			0
賃借料	5,500	5,502,920		5,508,420			5,508,420
保険料	29,820	51,572		81,392			81,392
諸謝金	342,016	817,334		1,159,350			1,159,350
租税公課	158,132	1,923,268		2,081,400			2,081,400
支払負担金		1,148,432		1,148,432			1,148,432
委託費	1,267,200	259,600		1,526,800			1,526,800
広告宣伝費				0			0
手数料	40,112	962,112		1,002,224			1,002,224
管理費					4,385,541	0	4,385,541
役員報酬					750,000		750,000
給料手当					855,000		855,000
退職給付金支出					15,000		15,000
福利厚生費					1,295,490		1,295,490
会議費							0
旅費交通費					108,590		108,590
通信運搬費					6,510		6,510
消耗什器備品費							0
消耗品費					6,414		6,414
減価償却費							0
印刷製本費					6,600		6,600
光熱水料費					126,448		126,448
賃借料					74,184		74,184
諸謝金					24,000		24,000
租税公課					2,650		2,650
支払負担金					150,000		150,000
委託費					937,200		937,200
手数料					27,455		27,455
雑費							0
<b>経常費用計</b>	<b>10,270,454</b>	<b>52,216,322</b>	<b>0</b>	<b>62,486,776</b>	<b>4,385,541</b>	<b>0</b>	<b>66,872,317</b>

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減計算書の内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	公1	公2	共通	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,346,957	△ 4,551,021	11,726,123	△ 171,855	442,488	0	270,633
基本財産評価損益等				0			0
特定資産評価損益等				0			0
投資有価証券評価損益等				0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 7,346,957	△ 4,551,021	11,726,123	△ 171,855	442,488	0	270,633
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
中科目別記載				0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
中科目別記載				0	0		0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
法人税、市民税及び事業税					0		0
他会計振替額			0	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 7,346,957	△ 4,551,021	11,726,123	△ 171,855	442,488	0	270,633
一般正味財産期首残高	△ 72,702,182	△ 90,695,807	168,462,496	5,064,507	△ 311,186	0	4,753,321
一般正味財産期末残高	△ 80,049,139	△ 95,246,828	180,188,619	4,892,652	131,302	0	5,023,954
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等				0			0
一般正味財産への振替額				0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高			196,500,000	196,500,000	196,500,000		393,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	196,500,000	196,500,000	196,500,000	0	393,000,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>△ 80,049,139</b>	<b>△ 95,246,828</b>	<b>376,688,619</b>	<b>201,392,652</b>	<b>196,631,302</b>	<b>0</b>	<b>398,023,954</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

(3) リース取引の処理方法

・ファイナンス・リース取引

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金				
定期預金	7,519,878	505,006		8,024,884
有価証券	385,480,122		505,006	384,975,116
小計	393,000,000	505,006	505,006	393,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	2,900,000	400,000		3,300,000
特定費用準備資金	1,500,000	1,500,000	0	3,000,000
小計	4,400,000	1,900,000	0	6,300,000
合計	397,400,000	2,405,006	505,006	399,300,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	8,024,884	(8,024,884)		
有価証券	384,975,116	(384,975,116)		
小計	393,000,000	(393,000,000)		
特定資産				
退職給付引当資産	3,300,000			(3,300,000)
特定費用準備資金	3,000,000			(30,000,000)
小計	6,300,000			(6,300,000)
合計	399,300,000	(393,000,000)		(6,300,000)

特定資産の利息については一般収入に繰り入れるものとする。

### 4. 担保に供している資産

なし

### 5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
11 30年国債	220,521,990	231,840,000	11,318,010
111 20年国債	164,453,126	167,600,000	3,146,874
合 計	384,975,116	399,440,000	14,464,884

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
新・静岡茶グローバル戦略推進 事業費補助金	静岡県	0	5,429,000	5,429,000	0	一般正味財産
合 計		0	5,429,000	5,429,000	0	

7. 指定正味財産から一般財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般財産への振替額の内訳

当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載できることから、当公益法人は一般正味財産へ記載をしている。

8. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

属性	法人等の 名称	住所	資産総額	事業 内容 または 職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の内 容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業 上の 関係				
支配 法人	静岡県	静岡市 葵区	—	地方 自治 体	—	理事 1名 監事 1名	業務 の受 入れ	補助金受入 受託金受入	5,429,000 34,833,904	補助金収入 委託費収入	0 0

# 貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	6,025,975	7,929,310	-1,903,335
普通預金	6,025,975	7,929,310	-1,903,335
スルガ銀行 静岡南支店 普通2173142	4,018,237	4,842,960	-824,723
静岡銀行 駅南支店 普通763138	1,298,948	797,730	501,218
ゆうちょ銀行 00860-3-166641	708,790	2,288,620	-1,579,830
未収金	2,545,479	1,634,342	911,137
流動資産合計	8,571,454	9,563,652	-992,198
<b>2 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
投資有価証券	384,975,116	385,480,122	-505,006
投資有価証券(指定)	384,975,116	385,480,122	-505,006
定期預金(基)	8,024,884	7,519,878	505,006
基本財産合計	393,000,000	393,000,000	
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,300,000	2,900,000	400,000
退職給付引当資産(一般)	3,300,000	2,900,000	400,000
特定費用準備金資産	3,000,000	1,500,000	1,500,000
特定資産合計	6,300,000	4,400,000	1,900,000
(3) その他固定資産			
固定資産合計	399,300,000	397,400,000	1,900,000
<b>資産の部合計</b>	407,871,454	406,963,652	907,802
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	4,899,199	4,336,089	563,110
前受金	206,400	275,000	-68,600
預り金	321,901	629,242	-307,341
送料	360		360
厚生年金預り	199,470	386,130	-186,660
健康保険料預り	122,071	243,112	-121,041
賞与引当金	1,120,000	1,070,000	50,000
流動負債合計	6,547,500	6,310,331	237,169
<b>2 固定負債</b>			
退職給付引当金	3,300,000	2,900,000	400,000
固定負債合計	3,300,000	2,900,000	400,000
<b>負債の部合計</b>	9,847,500	9,210,331	637,169
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 指定正味財産</b>			
寄付金	200,000,000	200,000,000	
有価証券(財)	193,000,000	193,000,000	
指定正味財産合計	393,000,000	393,000,000	
(うち基本財産への充当額)	( 393,000,000)	( 393,000,000)	( )
<b>2 一般正味財産</b>	5,023,954	4,753,321	270,633
<b>正味財産の部合計</b>	398,023,954	397,753,321	270,633
<b>負債及び正味財産合計</b>	407,871,454	406,963,652	907,802

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定財産の明細

財務諸表に対する注記の2に記載している。

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,070,000	1,120,000	1,070,000		1,120,000
退職引当金	2,900,000	400,000			3,300,000

# 財 産 目 録

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金			6,025,975
普通預金			6,025,975
スルガ銀行 静岡南支店 普通2173142		運転資金として	4,018,237
静岡銀行 駅南支店 普通763138		運転資金として	1,298,948
ゆうちょ銀行 00860-3-166641		運転資金として	708,790
未収金		補助金収入等	2,545,479
流動資産合計			8,571,454
(固定資産)			
基本財産			
投資有価証券			384,975,116
投資有価証券(指定)		11 30年国債 220,521,990円	384,975,116
		111 20年国債 164,453,126円	
特定資産	スルガ銀行 静岡南支店 定期15561814		8,024,884
退職給付引当資産	スルガ銀行 静岡南支店 普通2477718	職員の退職金の支払に備えたもの	3,300,000
退職給付引当資産(一般)			3,300,000
特定費用準備金資産	スルガ銀行 静岡南支店 普通3453573	世界緑茶会議開催準備資金	3,000,000
固定資産合計			399,300,000
資産合計			407,871,454
(流動負債)			
未払金		委託費等	4,899,199
前受金		R7年度会費等	206,400
預り金			321,901
送料		機関紙送料の預かり分	360
厚生年金預り			199,470
健康保険料預り			122,071
賞与引当金		職員の賞与の支払に備えたもの	1,120,000
流動負債合計			6,547,500
(固定負債)			
退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの	3,300,000
固定負債合計			3,300,000
負債合計			9,847,500
正味財産			398,023,954

**公益財団法人世界緑茶協会**  
**令和7年度事業計画**

(基本的な進め方)

茶を楽しみ、その文化、歴史に触れ、茶の魅力を実感できる「茶の都しずおか」づくりの一翼を担い、世界の茶文化やお茶を楽しむスタイルを提案する。

世界お茶まつり 2025 では緑茶に関する国際会議等を開催し、茶の情報集積・発信、緑茶の普及促進に寄与する。

国の農産物輸出拡大実行戦略に沿って、農林水産省、県、市町、関係団体と連携して海外での日本茶の普及と輸出の促進を図る。

また、茶業界の枠を超えた多様なメンバーからなる「Cha0I フォーラム」において、オープンイノベーションの手法による新たな茶の需要創出と生産構造の転換を支援する。

(具体的な事業)

**1 茶文化に関する講座及び体験事業（公益目的事業1）**

(1) 茶文化セミナー等の開催

「茶の都しずおか」の創造を目指し、茶に関する歴史、文化、効能など様々な情報発信を行うとともに、茶を楽しむ機会の創出を図る。

時期	内容
5月	0-CHA パイオニア賞受賞者記念講演（仮）
10月	世界お茶まつり 2025 連携セミナー、「世界のお茶体験」（仮）

(2) 情報誌「緑茶通信」の発行

茶に関する幅広い情報を発信するため、専門情報誌「緑茶通信」を発行する。

発行時期	主要テーマ	発行部数
令和7年9月	57号 Cha0I フォーラム（仮）	1,000部
令和8年3月	58号 世界緑茶会議 2025（仮）	1,000部

(3) 静岡茶体験コーナーの運営

茶文化の普及や茶の消費拡大を図るため、「しずおかO-CHAプラザ」の静岡茶体験コーナーを運営するとともに、お茶の楽しみ方を提案する講座等を実施する（一部静岡县委託事業）。

ア しずおかO-CHAプラザの運営

場所・規模	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 65㎡ 15席
開場時間	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分
内容	静岡茶体験講座等の企画及び運営、世界緑茶コンテスト入賞茶や県内茶産地紹介などの企画展示、茶関連書籍などの資料収集

イ 静岡茶体験講座の企画運営

- ・本講座：季節に応じたお茶の楽しみ方を提案する講座（1時間程度）

1テーマあたり8回程度実施する。

- ・プチ講座：本講座の内容をもとにしたダイジェスト版の講座（30分程度）

時 期	回 数	テ ー マ (案)
通 年	本講座 45 回 プチ講座 24 回	「新茶を楽しむ」、「冷茶を味わう」、「ふじのくに山のお茶 100 選」、「世界お茶まつり連携講座」等

- ・県内茶産地のお茶を使ったおいしい淹れ方体験

時 期	対 象	内 容
通 年	学校・企業・一般・訪日外国人	お茶の基礎知識、県内茶産地の紹介、県内茶産地のお茶を使ったおいしい淹れ方体験 (訪日外国人には多言語、専門家による静岡茶の体験機会を提供)

## 2 世界の茶に関する情報の集積及び発信（公益目的事業2）

### (1) 日本茶輸出の促進

#### ア 国際的な見本市等への参加

国の農産物輸出拡大実行戦略に沿って、日本茶業中央会等と連携し国際的な食品見本市への参加や茶文化・学術情報の発信等の活動を通じて、輸出環境の整備を図るとともに日本茶・静岡茶の輸出拡大を支援する（日本茶業中央会委託事業）。

開 催 地	米国・サンディエゴ
開 催 時 期	令和8年1月
名 称	Winter Fancy Food Show 2026

#### イ 日本茶輸出促進のための研修等

日本茶ビジネスを希望する海外の茶業者等に対し、県内茶業者と連携して茶生産現場等で静岡茶の魅力を学ぶ実務研修を実施する。

時 期	対 象 者	内 容
通 年	海外茶業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡茶の栽培、荒茶加工、仕上げ加工研修</li> <li>・茶品質評価法研修</li> <li>・日本茶の淹れ方</li> <li>・お茶の産業、歴史、文化、機能性説明</li> </ul> (現地研修プログラム、オンライン研修プログラム)

### (2) 世界への情報集積・発信

#### ア 世界とのネットワーク形成

茶の輸出入については、国際的な枠組みで規格や基準の制定が進められている。こ

れらへの関与を目的に、農林水産省が設置した国際規格への国内審議委員会に参画するとともに、各種国際機関や海外の茶関係団体等と連携して情報を収集する。

区 分	内 容
茶に関する国際機関等での情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO（国際標準化機構）TC34/SC8（食品部会/茶専門分科会）における議題に関する国内審議への参画。議案の意見調整と ISO 事務局への投票業務。</li> <li>・ ITC（国際茶委員会）及び FAO-IGG（国連食糧農業機関「茶に関する政府間会議」）における茶の輸出入の規制や生産、貿易に関する情報の収集。</li> </ul>
各国の茶関連団体との交流、情報交換	<p>茶に関連する海外の団体（全米茶協会、カナダ茶・ハーブ協会等）や個人を対象に特別会員制度を設け、情報収集と発信を行う。また、海外茶業団体に当協会の活動や日本の茶業情勢に係る情報等を提供しネットワークづくりを進める。</p> <p>&lt;海外特別会員の状況（令和7年3月）&gt;</p> <p>18 か国・地域、30 者・団体：</p> <p>中国 2、韓国 2、台湾 4、米国 6、英国 2、イタリア 2、カナダ、ドイツ、ロシア、スイス、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、シンガポール、ネパール、マレーシア、UAE、バーレーン 各 1</p>

イ ウェブサイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用した情報発信  
公式ホームページ「O-CHANET」や Facebook 等の SNS を活用して情報発信を図る。

媒 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公式ホームページ「O-CHANET」（日英）</li> <li>・ 賛助会員向けメールマガジン（月 1 回程度）</li> <li>・ Facebook、Instagram（週 2 回程度、多言語発信）</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本茶に関する基礎知識、専門知識</li> <li>・ 茶の機能・効能に関する研究成果情報</li> <li>・ 国内外の茶に関するニュースや生産・消費等の状況</li> <li>・ 国際見本市や輸出関連展示会等に関する情報</li> <li>・ 協会やその他関連団体が開催する茶関連イベント、行事に関する情報</li> </ul>

ウ ホームページバナー広告

お茶の総合情報サイトである公式ホームページ「O-CHANET」の充実と閲覧者の利便向上、茶の消費拡大を目的に、お茶及び関連商品販売事業者の広告を募集する。

### (3)世界緑茶会議の開催

世界お茶まつり秋の祭典の学術プログラムの一つとして「世界緑茶会議」を開催し、茶産業と文化に関する各国の状況を紹介すると共に、世界の緑茶市場拡大に関する今後の展望などについて意見交換を行う。

開催期間	令和7年10月24日（金）
開催場所	静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ 11階 会議ホール「風」
講演者	北米、ヨーロッパ、アジア、日本の茶業関係者
参加者 （聴講者）	国内茶業者、輸出関連事業者、海外茶業者
内 容	テーマ：「世界の緑茶市場拡大とブランディング」（仮） ○講演 招待講演者による各国の茶文化や茶産業に関する最新状況の発表 ○パネルディスカッション 招待講演者と国内代表者、参加者等による、世界の緑茶市場拡大とブランディングに関する意見交換 議長：中村順行 静岡県立大学茶学総合研究センター長

#### （4）世界緑茶コンテストの開催

##### ア 世界緑茶コンテスト 2025 の開催

市場性の高い魅力ある新商品を提案し、茶の新たな需要を創造して消費の拡大に繋げることを目的に、世界緑茶コンテストを開催する。

出品見込点数	140点
募集期間	令和7年4月～6月
審査会	令和7年8月 ふじのくに茶の都ミュージアム (審査員)茶研究者、流通業者、マーケティング研究者、デザイナー等
入賞茶の展示 ・PR	・各種イベント、世界お茶まつり 2025 等において展示、PRを実施 ・公式ホームページ「O-CHANET」に掲載

##### イ 海外品評会への出品支援

日本茶の国際的なブランド化を図るため、国際名茶品評会など海外で開催される品評会における日本からの出品を支援する。

#### （5）O-CHAパイオニア顕彰

茶にかかわる優れた学術研究、緑茶の振興及び発展に寄与した産業技術、緑茶生活文化の提案、消費拡大等の優れた成果を顕彰する。

・表彰の区分

部 門	内 容
学術研究大賞	茶に関する優れた学術研究成果
産業技術大賞	茶の生産や消費に関する優れた技術や商品等の開発

文化・芸術大賞	茶の文化及び芸術に関する優れた成果
0-CHA 特別大賞	茶に関する国際的な貢献や日本茶の普及等に係る優れた成果
CHAllenge 賞	茶の将来を牽引するような意欲的な取組

・候補者募集：令和7年10月～12月、選考委員会：令和8年3月(予定)

(6) ChaOI フォーラム運営支援

静岡茶の新たな価値の創造、静岡茶のリブランディングを目指し、茶業界の枠を超えた幅広い技術・アイデアを活用した新たな需要創出のための相談・助言、マッチング等の支援業務を実施する（静岡県委託事業）。

項目	概要
コーディネーター等の配置	茶及び関連産業分野における専門家等を配置 (コーディネーター3名及び事務職員2名の5名体制)
相談等支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶及び関連産業分野における技術情報の収集、分析、提供</li> <li>・フォーラム会員相互の交流及び連携の促進</li> <li>・新たな技術やアイデア等を活用した事業化の支援</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県茶業研究センター内に設置した ChaOI フォーラム窓口にてコーディネーター等が常時駐在する体制を整備</li> <li>・ChaOI フォーラムの会員や関連企業・茶業者等を対象にオープンイノベーションの手法による新たな技術・商品の開発及び事業化を支援</li> <li>・交流会等の開催により会員相互の交流を促進、フォーラム機能を強化する。</li> </ul>

## 令和7年度収支予算

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：千円）

### I 収入の部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
<b>1 基本財産の運用収入</b>	7,345	7,345	0	
<b>2 会費収入</b>	8,770	9,000	△ 230	市町負担金減額減
<b>3 事業収入</b>	3,400	2,900	500	
受講料等収入	500	500	0	
情報誌発行等収入	700	700	0	
出展負担金等収入	0	500	△ 500	国内見本市不参加
コンテスト出品料収入	2,200	1,200	1,000	国際名茶品評会連携
<b>4 補助金等収入</b>	44,198	45,921	△ 1,723	
静岡県補助金(公益2)	5,429	5,429	0	
静岡茶体験講座企画運營業務委託費(公益1)	2,328	2,328	0	
品目団体輸出力強化支援事業委託費(公益2)	5,191	6,664	△ 1,473	委託費減額
ChaOIフォーラム運営支援業務委託費(公益2)	31,250	31,500	△ 250	委託費減額
<b>5 茶取引安定協会特定寄付</b>	2,000	2,000	0	
<b>6 雑収入</b>	0	0	0	
<b>7 前年度繰越</b>	3,253	4,000	△ 747	
<b>8 特定費用準備資金取崩</b>	4,000	0	4,000	世界緑茶会議2025開催
収入合計	72,966	71,166	1,800	

## Ⅱ 支出の部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
<b>1 事業費</b>	65,620	63,346	2,274	
(1) 静岡の茶文化の提案及び普及(公益1)	11,616	11,588	28	
茶文化セミナー	2,924	2,961	△ 37	
緑茶通信等の発行	4,047	4,075	△ 28	
静岡茶体験コーナー運営・講座開催	4,645	4,552	93	臨時雇賃金増額
(2) 世界の茶に関する情報の集積及び発信(公益2)	54,004	51,758	2,246	
日本茶輸出の促進	10,607	12,819	△ 2,212	
世界緑茶会議開催	4,000	0	4,000	世界緑茶会議2025開催
世界への情報集積・発信	1,963	1,941	22	
世界緑茶コンテスト開催	4,502	3,922	580	国際名茶品評会連携
O-CHA/パイオニア顕彰	1,682	1,576	106	
ChaOIフォーラム運営支援	31,250	31,500	△ 250	
<b>2 管理費</b>	4,841	4,815	26	
<b>3 予備費</b>	1,000	1,000	0	
<b>4 基本財産償却費</b>	505	505	0	
<b>5 特定費用準備資金</b>	1,000	1,500	△ 500	世界緑茶会議開催準備資金
支出合計	72,966	71,166	1,800	

人件費については各事業の活動内容(量)に応じて適正に配分

収支予算書に係る注記

1 投資活動及び財務活動に関する見込み

(単位:千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	備 考
<b>【投資活動収支の部】</b>				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入				
特定費用準備資金取崩収入	4,000	0	4,000	世界緑茶会議2025開催
投資活動収入計	4,000	0	4,000	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	300	400	△ 100	フルタイム1名減
特定費用準備資金支出	1,000	1,500	△ 500	
投資活動支出計	1,300	1,900	△ 600	
<b>【財務活動収支の部】</b>				
1 財務活動収入				
借入金収入計				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
借入金返済支出				
リース債務返済支出				
財務活動支出計	0	0	0	

2 令和7年度における短期借入金の限度額は、1,000万円とする。

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引控除	合計
	公1	公2	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	3,420,000	3,420,000	3,420,000	0	6,840,000
基本財産の運用収入			3,420,000	3,420,000	3,420,000		6,840,000
特定資産受取利息				0			0
受取会費	0	0	7,349,000	7,349,000	1,421,000	0	8,770,000
会費収入			7,349,000	7,349,000	1,421,000		8,770,000
事業収益	1,200,000	2,200,000	0	3,400,000	0	0	3,400,000
受講料収益	500,000			500,000			500,000
情報誌発行等収益	700,000	0		700,000			700,000
出展負担金等収益		0		0			0
世界緑茶コンテスト出品料		2,200,000		2,200,000			2,200,000
受取補助金等	2,328,000	41,870,000	0	44,198,000	0	0	44,198,000
補助金収益		5,429,000		5,429,000			5,429,000
委託費収入	2,328,000	36,441,000		38,769,000			38,769,000
受取寄付金	0	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000
茶取引安定協会特定寄付			2,000,000	2,000,000			2,000,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0
受取利息				0			0
雑収益				0			0
<b>経常収益計</b>	3,528,000	44,070,000	12,769,000	60,367,000	4,841,000	0	65,208,000

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引控除	合計
	公1	公2	共通	小計			
(2) 経常費用							
事業費	11,616,000	54,004,000	0	65,620,000		0	65,620,000
役員報酬	1,275,000	2,977,000		4,252,000			4,252,000
給料手当	3,206,000	26,186,000		29,392,000			29,392,000
福利厚生費	1,176,000	5,504,000		6,680,000			6,680,000
臨時雇賃金	2,260,000	0		2,260,000			2,260,000
会議費	0	10,000		10,000			10,000
旅費交通費	189,000	5,174,000		5,363,000			5,363,000
通信運搬費	544,000	544,000		1,088,000			1,088,000
消耗什器備品費	0	50,000		50,000			50,000
消耗品費	672,000	1,169,000		1,841,000			1,841,000
印刷製本費	108,000	96,000		204,000			204,000
光熱水料費	0	12,000		12,000			12,000
賃借料	0	4,733,000		4,733,000			4,733,000
保険料	30,000	40,000		70,000			70,000
諸謝金	330,000	1,298,000		1,628,000			1,628,000
租税公課	142,000	1,760,000		1,902,000			1,902,000
支払負担金	0	820,000		820,000			820,000
委託費	1,400,000	2,300,000		3,700,000			3,700,000
役務費	90,000	950,000		1,040,000			1,040,000
広告宣伝費	71,000	80,000		151,000			151,000
手数料	49,000	90,000		139,000			139,000
退職給付費用	74,000	211,000		285,000			285,000
管理費					4,841,000	0	4,841,000
役員報酬					750,000		750,000
給料手当					866,000		866,000
福利厚生費					1,300,000		1,300,000
会議費					15,000		15,000
旅費交通費					160,000		160,000
通信運搬費					10,000		10,000
消耗什器備品費					100,000		100,000
消耗品費					15,000		15,000
印刷製本費					10,000		10,000
光熱水料費					150,000		150,000
賃借料					100,000		100,000
諸謝金					30,000		30,000
租税公課					10,000		10,000
支払負担金					150,000		150,000
委託費					1,000,000		1,000,000
手数料					150,000		150,000
退職給付費用					15,000		15,000
雑費					10,000		10,000
<b>経常費用計</b>	<b>11,616,000</b>	<b>54,004,000</b>	<b>0</b>	<b>65,620,000</b>	<b>4,841,000</b>	<b>0</b>	<b>70,461,000</b>

公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引控除	合計
	公1	公2	共通	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,088,000	△ 9,934,000	12,769,000	△ 5,253,000	0	0	△ 5,253,000
当期経常増減額	△ 8,088,000	△ 9,934,000	12,769,000	△ 5,253,000	0	0	△ 5,253,000
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
中科目別記載				0			0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
基本財産償却費				0			0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
法人税、市民税及び事業税							0
他会計振替額				0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 8,088,000	△ 9,934,000	12,769,000	△ 5,253,000	0	0	△ 5,253,000
一般正味財産期首残高			7,353,000	7,353,000	△ 1,100,000		6,253,000
一般正味財産期末残高	△ 8,088,000	△ 9,934,000	20,122,000	2,100,000	△ 1,100,000	0	1,000,000
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等				0			0
一般正味財産への振替額				0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高			196,500,000	196,500,000	196,500,000		393,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	196,500,000	196,500,000	196,500,000	0	393,000,000
III 正味財産期末残高	△ 8,088,000	△ 9,934,000	216,622,000	198,600,000	195,400,000	0	394,000,000